

平成19年 3月30日

広報



いながわ

選挙特集号

編集・発行 猪名川町企画部広報室
〒666-0292
兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
電話番号 072 (766) 8707
FAX番号 072 (767) 2255

兵庫県議会議員選挙

3月30日に告示・4月8日に投票

あなたの貴重な一票を、県政に生かしましょう



任期満了にともなう兵庫県議会議員選挙は、3月30日（金）に告示され、投票日は、4月8日（日）です。
あなたの意見を県政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

投票のできる人

投票のできる人は、昭和62年4月9日（含む）までに生まれた人で、平成18年12月29日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。
なお、平成18年12月30日以後に県内市町間で住所を移動された人は、前住所地で投票することになります。この場合、「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。同証明書は、あらかじめいずれかの市区町の住民担当課

（市民課）に申し出て、交付を受けてください。
なお、他府県へ転出された場合や、平成18年12月30日以後に2回以上県内の他の市町に住所を異動した場合は、投票できません。

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14カ所に設置します。（裏面一覧表のとおり）

また、投票入場券を郵送していただきます。投票当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。
投票日まで投票入場券が手元に届かないときは、問い合わせてください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを

掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていないご家庭には郵送します。4月5日までに届かないときは、ご連絡ください。
また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えていますのでご利用ください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券が到着している場合はご持参ください。（印鑑不要・開設場所などは下記参照）

不在者投票

遠隔地での不在者投票（名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票）や郵便等投票、指定施設（病院、老人ホームなど）における不在者投票は次のとおり行われます。また、投票の時点で選挙権がない人（選挙期日には20歳を迎えるが、投票日には19歳の人）は期日前投票はできません。不在者投票となります。この場合の不在者投票できる場所および開設日時、期日前投票と同じです。

遠隔地での不在者投票

仕事先、旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができま

す。この場合は投票用紙等の請求や交付を郵便によって行うなど日数のかかる手続きがありますので、お早めに町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

郵便等による不在者投票

この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができ

る制度です。
また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた要件に該当する人は、代理記載の方法による投票ができます。

これらの制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。（裏面参照）

すでに郵便等投票証明書の交付を受けている人には、選挙管理委員会から投票用紙等請求書を郵送しますので、到着しだい

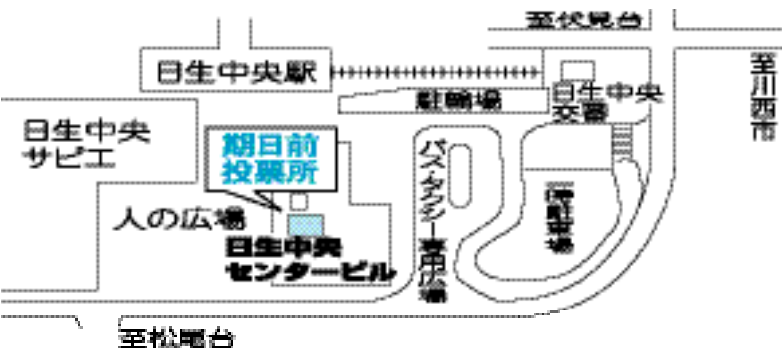
贈らない 求めない 受け取らない

3ない運動で明るい選挙を
公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてもいけません。

きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がない有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。

期日前投票所の開設

投票所	開設期間 (土・日含む)	時間
役場1階会議室	3月31日(土)～4月7日(土)	午前8時30分～午後8時
日生住民センター 会議室(センタービル2階) ：下図参照	4月4日(水)～同7日(土)	



投票用紙の請求をしてください。（4月4日以降の請求は法によりできません）

病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに入所されている人についても不在者投票制度がありますので、病院などに問い合わせください。

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分では投票できない人は、選挙管理委員会から投票用紙等請求書を郵送しますので、到着しだい

開票

開票は、投票当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および町ホームページで発表します。（ホームページアドレスは、下部に記載）

問合せ

町選挙管理委員会事務局
(総務課内) 766-8708